

化血研研究助成事業及び研究調査事業における職員行動指針

1 目的

本指針は、研究助成事業及び研究調査事業の公平性、透明性及び適正性を確保し、研究者等と本財団の職員との適正な関係を維持することにより、社会から信頼される研究関連事業を推進することを目的とする。

2 基本原則

職員は、公平性、中立性、透明性、説明責任を常に意識し、研究助成事業及び研究調査事業に関わる研究者、大学・研究機関等の関係者に対して、便宜又は不利益を与えることなく職務を遂行しなければならない。

3 公平な対応

職員は、採択の可否、助成金額、中間評価、事後評価、広報活動その他助成事業に関し、特定の研究者を優遇又は不利益に扱ってはならない。また、研究調査事業においても、研究課題の選定、研究者・研究機関等との連携、研究内容・成果の取扱いその他事業の実施に関し、特定の研究者、大学・研究機関等を不当に優遇又は不利益に扱ってはならない。

4 贈答・接待等の禁止

職員は、採択研究者、研究調査事業に関わる研究者、大学・研究機関等の関係者その他利害関係者から、金銭、商品券、贈答品、接待、過度な飲食、旅行、その他経済的利益を受けてはならない。社会通念上の儀礼の範囲を超えるものについては辞退するものとする。

5 飲食・懇親

研究助成事業及び研究調査事業における研究打合せ、成果報告会、共同研究・連携に関する協議、学会等に付随する情報交換は妨げない。

ただし、特定の研究者、大学・研究機関等の関係者との会食、特定の相手のみとの私的な懇親、高額な飲食の提供など、公平性又は中立性に疑義を生じさせる行為は避けるものとする。

6 個人的依頼の禁止

職員は、研究費申請の便宜、他の助成制度の紹介における優遇、他研究者との調整、採択に影響を与える発言など、職務上の立場を利用した支援を行ってはならない。また、研究調査事業においても、研究課題や共同研究等の選定、研究内容・成果の取扱い、大学・研究機関等との連携その他の事業実施について、特定の相手に便宜を図る行為を行ってはならない。

7 情報管理

職員は、審査内容、審査員、評価結果、採択予定、その他職務上知り得た情報を第三者へ漏らしはならない。また、研究調査事業において知り得た研究計画、未公表の研究成果、共同研究等に関する情報その他秘密として取り扱うべき情報についても、適切に管理し、正当な理由なく第三者へ漏らしてはならない。

8 利益相反

職員又はその親族等が、採択研究者又は研究調査事業に関わる研究者、大学・研究機関等の関係者と密接な利害関係を有する場合は、速やかに所属長へ報告し、必要に応じて当該業務から外れるものとする。

9 外部からの働き掛け

採択研究者、研究調査事業に関わる研究者、大学・研究機関等の関係者その他関係者から、採択への配慮、評価への働き掛け、研究課題や共同研究等に関する特別な便宜、研究内容・成果の取扱いに関する不適切な要請等を受けた場合は、これに応じず、速やかに上司へ報告する。

10 相談体制

職員は本指針に基づく判断に迷う場合、又は研究者等との関係について公平性、中立性、透明性等に疑義が生じる場合には、所属長又はコンプライアンス担当部署へ相談する。